

農業農村整備事業負担割合一覽表

● 県営事業

区分	事業名	負担率				
		国	県	市町村	その他	
農山村生産基盤整備・保全事業	かんがい排水事業	一般 ※()はダムに係る分 ※[]はH23新規地区以降適用 施設機能障害	50 (40) (32.5)	30 (40) (25)	10 (10) (15)	10 (—) (15)
	地域水田農業支援排水対策特別事業		50	30	10	10
	経営体育成基盤整備事業一般型	※[]はH22新規地区まで適用 ※()はH17新規地区まで適用 (旧ほ場整備事業・旧い手育成型) ※[]はH13～14新規地区適用 (旧土地改良総合整備事業一般型一般地域) ※[]はH13～14新規地区適用	50 (27.5) (30) (32.5)	27.5 (30) (32.5)	10 (10) (7.5)	12.5 (7.5)
	面的集積型	一般 ※[]はH12新規地区まで適用 ※()はH13～17新規地区適用 ※[]はH18～22新規地区適用	50 (27.5) (32.5)	27.5 (35) (32.5)	10 (5) (7.5)	12.5 (10) (10)
	中山間等	※[]はH22新規地区まで適用	55 (27.5)	7.5 (30)	5 (5)	10
	農業生産法人等育成型	()は中山間地域に適用	50 (55)	30 (5)	10 (5)	10
	水田環境整備円滑化促進事業		定額	—	—	—
	広域営農印地農道整備事業		50	36	14	
	基幹農道整備事業(旧農免農道整備事業)		50	11/30	4/30	
	県営一般農道整備事業	一般・樹園地	50	30	20	
		集落間	50	30	20	
	農道保全対策事業		50	25	25	
	ふるさと農道緊急整備事業		—	80	20	
	ため池等整備事業	(大規模)ため池 ※[]はH23新規地区以降適用 (小規模)ため池 40ha以上100ha未満 ※[]はH23新規地区以降適用 (小規模)ため池 20ha以上40ha未満 ※[]はH23新規地区以降適用 うち活用保全整備工事 ※[]はH23新規地区以降適用 (大規模)河川応対 1億円以上 (小規模)河川応対 5千万円以上 (小規模)河川応対 5千万円未満	55 (28) (33) (33) (33) (29) (29) (29) (55) (50) (50)	34 (28) (39) (33) (39) (29) (29) (37) (42) (32) (32)	11 (17) (11) (17) (11) (21) (21) (8) (8) (18)	
	湛水防除事業	(大規模)400ha以上 (小規模)400ha未満 300ha以上 (小規模)基幹施設 30～300ha未満 (小規模)その他 30～300ha未満	55 (50) (50) (50)	37 (42) (37) (32)	8 (8) (13) (18)	
	水質保全対策事業	一般型(基幹) (その他)・(併せ行う)	50 (50)	34 (32)	16 (18)	
	防災ダム(防災ため池)	防災ため池	55	34	11	
	地すべり対策事業		50	50		
	基幹水利施設ストックマネジメント事業(機能保全計画策定)		50	25	25	
		旧基幹水利施設補修事業 ※()はダムに係る分 ※[]はH23新規地区以降適用	50 (30) (40) (25)	30 (10) (5)	10 (—) (15)	
農村整備事業	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的施設保全型	50	25	25	
	中山間地域総合整備事業	生産基盤整備 生産基盤整備以外	55 (55)	32.5 (2/3)	12.5 (2/3)	
その他	海岸保全施設整備事業	高潮対策、侵食対策 ()は離島 局部改良 海岸耐震対策緊急事業 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 海岸環境整備	50 (55) 1/3	50 (45) 2/3		
	障害防止対策事業		100～66.7	0～16.7	0～16.6	

● 団体営事業

区分	事業名	負担率				
		国	県	市町村	その他	
農山村生産基盤整備・保全事業	地域用水機能増進事業 ※[]はH20新規地区以降適用	ソフト事業 補完ハード事業	50	15	35	左の項 [1] [49]
	ため池等整備事業 ※[]はH19新規地区以降適用	市町村営 その他営	50	15	35	[1] [49]
	基幹水利施設ストックマネジメント事業(対策工事)		50	15	35	
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業		50	15	35	
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型 管理体制整備型(推進・支援事業) ※[]はH19新規地区以降適用 管理体制整備型(計画策定事業)	60	1	39	
	村づくり交付金 ※[]はH20新規以降適用 ※汚水処理施設の整備にあたっては農業集落排水の欄を適用	市町村営 その他営	50	15	35	[1] [49]
	農業生産法人等育成型	農業生産基盤整備全般 集落土地基盤整備、農村生活環境基盤整備のうち農業集落整備、営農支援用水施設整備、農業集落排水施設整備、農業施設等用地整備、集落防災安全施設整備、地域資源利活用施設整備 農村生活環境基盤整備のうち上記を除く工種	50	10	40	[1] [49]
	農業集落排水事業 ※市町村営において、県の嵩上げは農業集落排水整備推進交付金参照	市町村営	50	—	50	
	農村環境計画策定事業	農村環境現況調査 農村環境計画の策定	50	—	50	

● 非公共事業

事業名	負担率				
	国	県	市町村	その他	
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備)	一般地域	50	15	35	[0] [50]
	中山間地域	55	15	30	[0] [45]
中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域 知事特認地域	1/2 1/3	1/4 1/3	1/4 1/3	
農地・水・環境保全管理支払交付金事業	共同活動支援交付金 向上活動支援交付金 復旧活動支援交付金	1/2 1/2 1/2	1/4 1/4 1/4	1/4 1/4 1/4	